



令和6年度 学校だより (4月号)

けなやき

令和6年 4月 5日
千葉市立更科小学校
〒265-0073
千葉市若葉区更科町2073
Tel.239-0018 FAX239-0191

更科の春にめぐり逢って

校長 井上 朝子

今年は学校に子どもたちが来るのを待っているかのように、桜のつぼみも少しずつ膨らんできました。もう春がきたのかと思うほど暖かい日になったかと思えば、寒く冷え込んでみぞれが降るなどこれまでにない気温差の激しい日が続きました。でも、4月のカレンダーをいっしょにめくったかのように、うぐいすが声高らかに春を告げ、菜の花にみつばちが群がっています。

児童の皆さん、保護者の皆様、進級おめでとうございます。4月9日の入学式では5名の新入生を迎え、新しく転入したお友達を含めて51名でスタートします。私もこの春校長として更科小学校に着任いたしました。150年を超える歴史をもち、代々の校長先生方の写真を前に責任の重さを感じております。学校教育目標「心豊かで実践力のある子どもの育成」を目指し、職員一同力を合わせて取り組んでまいります。

この4年を振り返れば、コロナ禍を経験し、いつも通りできる幸せとよりよい在り方を考えるきっかけを得てきたのではないのでしょうか。これまで積み重ねてきたものを元にしながら学校の在り方を見直し、進めていきたいと考えております。保護者や地域の皆様とともに子どもたちを真ん中にこれからへとつなげてまいりたいと存じます。

先日は更科公民館の斜面に色鮮やかな雫を見つけました。今度は「きびだんご」をもって子どもたちと出かけたかなと思えました。千葉市の中でも緑と自然豊かで恵まれた地域と実感しております。これまでと変わらないご支援とご協力をいただきますよう、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。



令和6年度更科小学校職員です。

※ 詳細は学校だよりをご覧ください

4・5月の行事予定

【4月】

- 5日（金）令和6年度 着任式・始業式
特別日課
- 8日（月）入学式準備
- 9日（火）入学式
- 10日（水）給食開始（2～6年）・発育測定（高）
- 11日（木）発育測定（低）・尿検査1次
- 12日（金）
- 15日（月）1年給食開始
委員会活動
- 16日（火）
- 17日（水）内科健診
- 18日（木）6年全国学力学習状況調査（国算）
学級懇談会 14：45 開始
- 19日（金）
- 22日（月）避難訓練（火災）
- 23日（火）6年全国学力学習状況調査（質問紙）
- 24日（水）1年生を迎える会
- 25日（木）耳鼻科健診・1年交通安全教室
地域訪問①
- 26日（金）地域訪問②
- 30日（火）尿検査1次2回目

【5月】

- 1日（水）土器掘り体験（4～6年）
- 2日（木）土器掘り体験（予備日）
- 7日（火）特別日課
- 9日（木）眼科検診
- 13日（月）委員会活動
6年3Dスコリオ検査
- 15日（水）小中係児童打合せ①
- 20日（月）小中係児童打合せ②
- 21日（火）
- 22日（水）小中係児童打合せ③
- 23日（木）尿検査2次2回目
- 24日（金）スポーツフェスタ前日準備
- 25日（土）更科小中スポーツフェスタ
- 26日（日）スポーツフェスタ予備日①
- 27日（月）振替休業
- 28日（火）スポーツフェスタ予備日②
- 29日（水）スポーツフェスタ予備日③

学年	男子	女子	計
1	2	3	5
2	3	5	8
3	1	6	7
4	6	4	10
5	9	2	11
6	5	5	10
計	26人	25人	51人

令和六年度
更科小学校児童数

お知らせ

☆ エレベーター等設置工事について

今年度、エレベーター・スロープ等設置のための大規模工事が行われます。工事期間は、令和6年4月15日～令和7年1月9日までの予定です。この工事に伴い、体育館前の駐車スペースを工事関係者の作業所として使用します。また、工事車両が多く出入りすることから、児童の安全を第一に考えて**4月10日から体育館前の校門からの出入りを禁止**します。体育館前の校門から登下校していた児童は、正門から登下校するようにお願いします。

☆ 携帯連絡メールシステム『すぐーる』の継続について

昨年度に続き、携帯連絡メール「すぐーる」を使用していきます。「すぐーる」でのお子様の欠席・遅刻等の連絡は24時間送信可能ですので、当日の朝8時までには連絡をお願いします。学校からは、緊急時や各種連絡を配信させていただきます。新入生につきましては、入学式の日に登録についての手紙を配付します。

☆ 地域訪問について

4月25日（木）、26日（金）は地域訪問のため特別日課となります。緊急時に備えてお子様の住居の位置を知るとともに、その地域の危険箇所等を確認させていただきます。

☆ 学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校（学級担任）に申し出てください。